



## REDDIE & GROSE BRIEFING NOTE

HTC 対 Apple 事件で、「コンピュータプログラム」が全て特許保護の対象外とは限らないことが示された

英国控訴院は 2013 年 5 月 3 日の判決（2013 EWCA Civ 451）で、「タッチイベントモデル」に関わる Apple の欧州特許 EP 2098948B は、保護対象外のコンピュータプログラムそのものに関連するわけではなく、従って、そもそも英国高等法院での第一審で保護対象外を根拠に無効とされるべきではなかったと判断しました。これで、昨夏に台湾の携帯電話メーカー HTC との間で争われた Apple の欧州特許 4 件のうち、特許不可能なコンピュータプログラムであるとして英国の裁判所が無効を決定したものは 1 件も無かったこととなります。この事件で、いかなる種類のソフトウェアが特許保護を享受できるかの判断で、同国の裁判所はしばしば意外にも EPO に近い立場をとっていることが改めて示されました。

### 背景

HTC は 2012 年の夏に、Apple が大人気商品 iPhone の制御に用いられるコンピュータソフトウェアに関して保有する欧州特許 4 件の取消を請求しました。Apple は第一審で特許権侵害を主張して反訴しますが、結局は英国高等法院が同社の特許請求項について「侵害行為無し」または「様々な理由で無効」との判断を下し、Apple は敗訴しました。とはいえ、この第一審でさえ、保護対象外のコンピュータプログラム関連だという理由で無効とされたのは 4 件のうち 1 件、タッチイベントモデルの特許だけでした。

欧州特許法および英国特許法では、コンピュータプログラム関連の発明で技術的に貢献（何らかの形でコンピュータ自体の操作性を改善）しないものは、特許を受けることはできないとされています。

HTC と Apple はその後、法廷審問の権利侵害に関する部分について和解しましたが、Apple は特許 2 件の有効性判断を不服として控訴院へ控訴しました。これらの訴訟は欧州で係属中の訴訟の一環で、有効性について英国の裁判所で自社に有利な法廷意見を得るよう努力することが Apple の利益に適うことだからです。控訴には HTC は関与せず、無効な特許が最終的に復活して公益を害することがないように、英国知的財産庁（UK IPO）の管理官が代わりに出廷しました。

### 特許

第一審で争点となった 4 件の特許は、EP2098948B 「マルチタッチ」特許、EP1964022B 「スライド・トゥ・アンロック」特許、EP2059868B 「フォト・バウンズバック」特許、EP1168859B 「マルチ言語テキスト」特許です。

「スライド・トゥ・アンロック」と「フォト・バウンズバック」の両特許は、請求項に記載された発明の主題であるコンピュータソフトウェアが装置の操作性を改善するもの、つまりユーザインターフェースを通じてフィードバックと制御を高める

ものであることから、特許対象外の主題には関連しないと判断されました。「マルチ言語テキスト」特許も同様に、多言語アルファベットのメモリへの保存方法を指定し、ユーザが SMS テキストメッセージを作成する際に正しい文字を選択できるようにすることにより、通信システムに現実的便益をもたらすものでした。

### EP2098948B:マルチタッチ特許

この特許の発明は、同時複数のタッチに感応するタッチスクリーンの制御に関するものです。この種のスクリーンは、ユーザが同時に二か所でタッチ入力する可能性がある限り、それらインプットの表見的な意味が矛盾するリスクがあるため、操作が難しいと考えられています。例えば、ユーザが[再生]と[削除]のボタンに同時に触れた場合、OS やアプリケーションはハイライトされた音楽ファイルをどうすべきなのでしょう。

この発明は、ユーザが複数のキーを押した場合にスクリーンの各部位（「ビュー」と呼ばれ制御ボタンに対応）で行われるべき解釈に関するものです。この発明により、ウィンドウ内の各ビューをフラグ設定で制御することが可能になりました。最初のフラグで（シングルタッチ入力との対比で）マルチタッチ入力がある可能性を設定し、次のフラグでビューの「排他」「非排他」を指定することによって、そのビューでタッチ入力を受けるのと同時に他のビューでも入力検知を可能にするか否かを制御します。これらのタッチイベント処理フラグが装置内ソフトウェアの OS レベルに設けられているため、矛盾するタッチイベントはこのレベルで取り除かれ、Apple や第三者企業が提供するアプリケーションのような上位ソフトウェアのレベルまで届くことはありません。

第一審の判事は、制御ソフトウェアによる貢献はソフトウェア自体の改良によるものであり、ソフトウェアを稼働するコンピュータ装置の操作改良にはあたらないと判断しました。唯一貢献と見なされたのは、アプリケーションプログラマがアプリケーションレベルで矛盾する入力に対処しなくて済むため、アプリ作成が容易になったことですが、ソフトウェアが書きやすくなったからといって、それが特許性を示す妥当な技術的効果とは考えられなかったのです。

これに対して控訴院の見解は：

「この発明の実際的便益は、新たに改良されたインターフェースをアプリケーションプログラマに提供することで、…それにより、マルチタッチ装置用アプリケーションソフトウェアが書きやすくなる。その装置は、真に実用的な意味で改良された装置である。」

この決定に至るにあたって控訴院は、AT&T Knowledge Ventures LP の特許出願で挙げられた特許性判断指標の 4 つ目「コンピュータの速度ないしは信頼性が増すか否か」は、限定的な表現を改めて「プログラムがコンピュータを、より効率的、効果的に稼働するという意味でより良いコンピュータにするか否か」とするのが妥当という見解を支持しました。控訴院はさらに、本件の発明による貢献は EPO 技術審判部が T 06/83「データ処理ネットワーク」（IBM Corporation）および T 115/85「コンピュータ関連の発明」（IBM Corporation）の審決で特定したものに類似するとしています。

英国の裁判所と EPO では、こういったコンピュータプログラムに特許性があるかどうかの尺度が異なりますが、本件からすれば、英国裁判所の尺度を適用しても同等ないしは類似の結論に至ることが現在は多いように思われます。むろん、いつもそうだったわけではありませんが。また、本件の決定は、ソフトウェアが効率的で効果的な制御の問題に関するものである場合は、それを特許によっていかに保護できるかを示しています

これらの事件に関するより詳しい情報、また申請中の案件に関連してのご質問等については、Reddie & Grose（アドバイザーまたはマーケティング部）までお気軽にお問い合わせ下さい。

**Reddie & Grose****London:** 16 Theobalds Road, London WC1X 8PL**Tel:** 020 7242 0901 **Fax:** 020 7242 3290**Cambridge:** Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH.**Tel:** 01223 360350 **Fax:** 01223 360280